

平成31年伯耆町
第1回定例会
条例等議案説明資料概要



平成31年3月

伯耆町 総務課

提出課：福祉課

議案番号 8	伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	○特定教育・保育の取扱方針について定めた規定中引用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項を改める。 ○その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	公布の日

提出課：健康対策課

議案番号 9	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	国民健康保険法施行規則第1条5号による国民健康保険の適用除外者については「児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの」とされている。 上記の者について被保険者としないうこととするよう、改正するもの。
2. 概要	第4条を新設し、被保険者としないう者について定める。 第4条以下条ずれ及び字句の改正を行う。
3. 施行期日	公布の日

提出課：地域整備課

議案番号 10	伯耆町公共下水道条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	下水道法(昭和33年法律第79条)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	除害施設の設置等について定めた規定中引用する下水道法の条項を改める。 その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	公布の日

議案番号 11	伯耆町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 1. 理由 学校教育法の一部改正に伴う水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分の変更が生じたため、所要の改正を行うもの。 (関連法令) ・学校教育法の一部改正 専門職大学の制度化 ・技術士法施行規則の一部改正 技術士第二次試験についての選択科目の見直し 2. 概要 ○水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学校教育法による短期大学には、同法による専門職大学の前期課程を含むものとする。 ○水道布設工事監督者の資格要件について、技術士法の規定による第二次試験の試験科目の見直しがあり、上下水道部門に係る選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたため当該科目を削除する。 3. 施行期日 平成31年4月1日	

議案番号

人権擁護委員候補者の推薦について

(提案理由及び概要)

1. 理由
法務大臣委嘱の人権擁護委員の古都 英幸氏が平成31年6月30日付で任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者を推薦するものです。
2. 概要 (再任)
氏名 古都 英幸
任期満了日 平成31年6月30日(現在2期目)

(参考条文)

人権擁護委員法

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第2項の規定にかかわらず、第3項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当っては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人権、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

議案番号 12	鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	鳥取県西部町村就学支援協議会は、町村教育委員会の求めに応じて、障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援について調査審議を行っている。この協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、議会の議決を求めるもの。
2. 概要	障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うにあたり、協議会の代表である町村長から、より教育に責任を持つ教育長に変更するもの。 施行日を平成31年6月1日からとするのは、現在の委員の任期に合わせるため。
3. 施行期日	平成31年6月1日

議案番号 13	伯耆町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																																						
(提案理由及び概要)																																							
1. 理由	平成30年8月の人事院勧告による、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。																																						
2. 概要	<p>《法改正の内容》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.675月</td> <td>1.575月</td> <td>0.1月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.675月</td> <td>1.725月</td> <td>△0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.35月</td> <td>3.30月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国は平成30年12月期から改定。</p> <p>《伯耆町における対応》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.675月</td> <td>1.575月</td> <td>0.1月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.675月</td> <td>1.725月</td> <td>△0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.35月</td> <td>3.30月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table>		国			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.675月	1.575月	0.1月	12月	1.675月	1.725月	△0.05月	年間	3.35月	3.30月	0.05月		伯耆町 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.675月	1.575月	0.1月	12月	1.675月	1.725月	△0.05月	年間	3.35月	3.30月	0.05月
	国																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.675月	1.575月	0.1月																																				
12月	1.675月	1.725月	△0.05月																																				
年間	3.35月	3.30月	0.05月																																				
	伯耆町 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.675月	1.575月	0.1月																																				
12月	1.675月	1.725月	△0.05月																																				
年間	3.35月	3.30月	0.05月																																				
3. 施行期日	平成31年4月1日																																						

議案番号 14	伯耆町水道事業給水条例の一部改正について										
(提案理由及び概要)											
1. 理由	水道の使用停止期間中において、使用水量がない場合でも徴収している停止時基本料金について、見直しを行い改正を行うもの。										
2. 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・停止時基本料金の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水道料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>1,296円</td> <td>(税込:2ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の規定の整備を行う。 			水道料金	備考	改正前	1,296円	(税込:2ヶ月)	改正後	0円	
	水道料金	備考									
改正前	1,296円	(税込:2ヶ月)									
改正後	0円										
3. 施行期日	平成31年4月1日										

議案番号 15	鬼の館条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	<p>溝口多目的グラウンドを「広場」として鬼の館の付帯施設として管理するために改正を行うもの。</p> <p>溝口多目的グラウンドは、運動場としての利用がほとんどない状況にあるとともに、鬼の館で開催されるイベント時に駐車場として利用されるケースが多くなってきているため、使用実態にあわせて、条例の改正を行う。</p>	
2. 概要	<p>別表(第11条関係)に広場使用料を設定する。</p> <p>使用料 ①ホールを使用する場合は、無料 ②ホールを使用しない場合は、1時間当たり520円</p> <p>伯耆町溝口多目的グラウンド条例を併せて廃止する。</p>	
3. 施行期日	平成31年4月1日	

議案番号 16	伯耆町総合スポーツ公園条例の一部改正について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	伯耆町総合スポーツ公園内に再整備したゲートボール場に係る使用料の規定を整備するために、所要の改正を行うもの。					
2. 概要	<p>別表(第7条関係)にゲートボール場使用料を設定する。</p> <p>使用料(1時間当たり)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他所要の規定の整備を行う。</p>		団体使用	1,050円	個人使用	100円
団体使用	1,050円					
個人使用	100円					
3. 施行期日	公布の日					